

平成27年度 第1回豊明市子ども・子育て会議

平成27年7月17日（金） 午前10時から
豊明市保健センター 3F 会議室_____

事務局

(21:39) 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
定刻になりましたので只今から第1回子ども・子育て会議を始めます。
本日の出席状況は、委員14名のうち8名のご出席いただいておりますので、会は成立いたします。

はじめに、健康福祉部長よりあいさつをお願いします。(22:13)

健康福祉部長

皆さまおはようございます。健康福祉部長の原田です。
皆さまには足元が悪い中ご出席を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。
さて、子ども・子育て会議については、皆さまには昨年度子ども・子育て事業計画を策定していただきまして、本年4月よりその計画に基づき各種事業に取りかかっております。
そのような状況において、本日は、(1)平成28年度の保育料について、(2)平成28年度開始予定の病後児保育について、(3)放課後児童健全育成事業児童クラブのことについてなど、ご審議いただきたいと考えております。簡単ではありますが、これであいさつといたします。よろしく願いいたします。(23:51)

事務局

まず、議事に入る前に資料の確認をいたします。(25:19)
続いて、今回より新しく会議に参加していただきます方をご紹介します。
(新任委員の紹介) よろしく願いします。
それでは、議事に入ります。なお、昨年度委員長でした豊田先生が退任されましたので、豊田先生からのご指名ということで、後任の田中先生に委員長を引続きお願いしたいと考えています。進行及びご挨拶をお願いいたします。(26:15)

委員長

今紹介していただいた桜花学園大学の田中と申します。豊田先生が昨年度に退職されたということで、その後任で今日から参加します。私の専門分野は発達心理学ですので、行政とか制度については専門ではありません。そのため、ご迷惑をおかけするところがある

とおもいますが、委員長という大任を引き受けることになりましたのでよろしく願いいたします。(27:10) (27:50)

では議事に入ります。本日議題は3つあります。まず1番目の「平成28年度保育料の改訂について」事務局から説明をお願いします。(28:03)

事務局

(平成28年度保育料の改訂について 資料に基づき説明) (35:40)

委員長

ありがとうございました。内容は、来年度は、1点目に延長保育の保育料について、2点目に11時間利用されている方の保育料についてそれぞれ改定したいというものでした。それではご質問、ご不明な点あればどうぞ。(36:05)

委員長

今年度の保育料は、国が示した基準どおりに標準時間認定の保育料と短時間認定の保育料の差を設定したということですね。その状態では、不平等感があるのではないかということ。(36:25)

平成26年度に比べ利用者の負担が増える案となっています。ご意見はありますか。(36:43)

委員

標準時間認定の保育料と短時間認定の保育料の差異の考え方については、不公平感をなくすという観点から賛成します。ただし、金額の妥当性については、根拠など詳しい説明をお願いしたいと思います。

また、消費税が増税されたことによる対応についても、保育料設定の際には考慮してほしいと思います。(38:57)

委員長

はい、ありがとうございました。今のご意見に対して事務局から何かありますか。(39:03)

事務局

延長保育料の設定については、近隣市町を調査しても様々な考え方があります。今回は、延長保育料を2,500円で設定しましたので、標準時間認定の保育料と短時間認定の保育料

の公平性の観点から、3,000 円の差として設定しています。

消費税に関しては、またその都度対応していきたいと考えています。(39:51)

委員長

はい、ありがとうございました。他にご質問とかご意見とかはありますのでしょうか。

(39:59)

委員

質問です。27 年度と 28 年度の保育料を比べると、高所得の階層であるほど値上がりする金額が小さいと思います。これはどういう考え方によるものでしょうか。(40:40)

事務局

考え方を説明します。平成 27 年度と平成 28 年度の保育料を見比べたとき、短時間の保育料は変わっておりません。変更しようとしているのは、標準時間の保育料です。標準時間の新しい保育料の考え方は、短時間の保育料に 3,000 円を加算した金額というものです。すべての階層で、この考え方に基づいて保育料を設定しているため、所得の少ない階層では保育料が大きく上昇し、所得の多い階層では保育料が少し上昇したようになります。

この点について、所得の少ない階層において負担が大きくなってしまいうように見えますが、標準時間認定の保育料と短時間認定の保育料の公平性の観点から、このように設定しました。(43:04)

委員

わかりました。(43:05)

委員長

短時間の保育料を基準に、標準時間の保育料は一律 3,000 円を加算した金額で設定したということですね。そのため、今年の標準時間の料金と比べたとき、変動している金額はそれぞれで異なるということですね。(43:24)

委員

所得の少ない階層の方は、かえって不公平感を感じるのではないかなと思いました。

(43:36)

委員

事務局の説明で、短時間の保育を推すような感じを受けました。しかし、実際にはフル

タイムで働く方や、時間をずらして遅くまで働く方など様々です。そのため、実態としては標準時間の保育が増えていくのではないかと思います。

また、保育料を上げるならば、その増えた分がどのように使われるかということも説明があると良いと思います。(46:24)

委員長

事務局は、今の内容について説明することはありますか。(47:10)

事務局

まず1点目について説明します。先ほども話しましたとおり、現在の保育料は標準時間ものと短時間のものとの差が小さいです。そのため、短時間の利用者が延長保育をした場合の保育料が、標準時間のみの保育料を超えてしまうことがあります。その現象を是正しようとしたのが、今回お示しした保育料の設定です。

そのため、短時間を推奨する・標準時間を推奨するというのではなく、保護者の方に真に必要な保育時間を提供したいと考えており、標準時間認定の保育料と短時間認定の保育料の公平性が保たれるような保育料及び延長保育料を検討してお示しました。

また、2点目については、増額した分の保育料が保育行政の中でどのように使われていくかということについても、丁寧に対応していきたいと考えています。(51:53)

委員

いろいろな市町を調べてみると、保育料や延長保育料の金額設定についていろいろな考え方がありました。豊明市の考え方もその内の1つのパターンだと思います。(53:09)

委員長

それでは、保育料の議題について、他にご意見はありますでしょうか。

保育料の改訂については議会に諮ると伺っています。そのため当会議として、この案を了承してよろしいでしょうか。(54:22)

委員

異議なし

委員長

それでは2番目の「病後児保育事業について」に移ります。事務局から説明をお願いします。(54:39)

事務局

(病後児保育施設整備事業 資料に基づき説明) (57:05)

委員長

ありがとうございました。この病後児保育の実施を来年度からしたいという内容です。豊明市のニーズ調査を見ても、多くの方が希望していました。それではご意見、ご不明な点あればどうぞ。

なお、確認ですが「病後児保育」というのは、病気にかかった子どもで回復期にあるお子さんが対象ということによろしかったですね。(58:03)

委員

実施にあたっては、豊明市が運営主体ですか、あるいは民間業者が運営主体ですか。(58:16)

事務局

豊明市が運営主体となり実施する予定でいます。(58:19)

委員長

他に、ご質問やご意見などはございますか。確認ですが、実施にあたって連携する医院(病院)は予定していますでしょうか。(58:33)

事務局

連携する医院は、現在検討中です。具体的には近隣の診療所であるとか、小児科のある医院であるとかを検討しています。(58:46)

委員長

その他はいかがでしょうか。(58:53)

委員

2点説明をお願いします。1点目は定員が何名かということ。2点目は「病児」と「病後児」の違いについてです。(59:05)

事務局

定員は、1日5名以内で考えております。また「病児」と「病後児」の違いについてお答えします。病児は、病気中のお子さんです。一方で病後児は、病気にかかった子どもで

回復期にあるお子さんです。その判断はドクターにお願いすることになりますが、実態としては明確な差が付けにくいものだと理解しています。(59:52)

委員

例えば、お子さんが37度くらいで少し熱っぽいような時に保育園に預けていて、保育園にいる間に熱が上がってしまったような場合は、親の介添え無しに病後児保育を受けることは可能でしょうか。(1:00:16)

事務局

現在、まだ詳細は検討しておりません。しかし、ドクターから回復期の証明を受けたお子さんをお預かりするように考えております。(1:00:34)

委員長

確認です。委員がご質問されたようなケースでは、現在も別の事業で対応していましたよね。

事務局

現在も、病後児のお子さんについて、NPO 法人さわやか愛知への委託事業で対応しています。ヘルパーさんが各家庭に訪問して、お子さんと一緒に過ごします。(1:01:37)

委員長

今まで派遣でしか対応できなかったものが、施設を設けて対応できるようになったというのは、一步前進だと思います。一方で、私自身の経験や、他市町の状況を見てみても、病後児保育はもちろん病児保育についてもニーズは高いようです。(1:03:28)

事務局

委員長のお話のとおり、まずは病後児保育を導入して、そこで顕在化した課題などを検討しながらよりニーズに合った事業となるようにしていきたいと考えています。(1:03:41)

委員長

ありがとうございました。それでは、この件については報告を受けて了承したとしてよろしいでしょうか。(1:03:52)

委員

異議無し。(1:03:52)

委員長

それでは3番目の「放課後児童健全育成事業」に移ります。事務局から説明をお願いします。(1:04:03)

事務局

(放課後児童健全育成事業について 資料に基づき説明) (1:06:25)

委員長

はい、ありがとうございました。児童クラブの利用料についてと児童館の指定管理についての報告です。今、事務局からご説明いただきましたので、ご意見がありましたらよろしくお願いいいたします。(1:06:43)

委員長

現在、児童クラブ利用者のほとんどが無料となっているところが、平成28年度から有料になる場合があるということですね。利用料はどのように設定しますか。(1:06:59)

事務局

月額3,000円です。夏休みは5,000円です。(1:07:03)

委員長

他に、ご質問やご意見などはございますか。(1:07:15)

委員

指定管理制について質問です。現在既に2館が指定管理の対象になっていることでしたが、どういうところが対象になっていますか (1:07:33)

事務局

対象となっているのは、北部児童館と中央児童館の2ヶ所です。いずれも、(株)日本保育サービスが受託しています。(1:07:55)

委員

児童館が委託されたとき、どの点が良くなり、どの点が悪くなるのかお聞きしたいです。(1:08:53)

事務局

指定管理者制度の内容を確認しながら、お答えします。まず、今まで豊明市が直営で運営していましたので、必要な人件費や運営費を税金でまかなっておりました。指定管理者制度においても必要な費用を税金でまかなうのは同様ですが、委託する際には受託する企業のノウハウなどを加味して、必要な費用を若干圧縮することができます。また、提供するサービスに質の低下が起こらないよう十分注意するとともに、一方で受託した企業の「管理権」を多く設定することで、企業の独自事業を推進できるようになります。これはサービスの向上につながる点だと考えています。

こういった内容を踏まえて、指定管理を進めております。(1:10:35)

委員

現在は北部児童館と中央児童館の2館が指定管理になっているということですが、利用者の声はいかがですか。(1:10:57)

事務局

6月に利用者へアンケートをしました。結果は、多少不満のご意見もありましたが、大方満足しているというものでした。なお、先ほど独自事業という話をしましたが、現段階では事業者に対して今まで豊明市が実施していた内容を継承することをお願いしています。緩やかに引継ぎが完了した頃に、独自事業を推進してくださるよう話し合っています。

(1:11:40)

委員長

はい、他にご質問やご意見などはありますか。
この指定管理者については、また公募し審査して決定していくということですね。

(1:12:56)

事務局

はい。現在審査会を進めています。プロポーザルによる選考を考えておきまして、仕様など決定し次第公募、審査というように進めて、来年4月からは新たに5館を指定管理させたいと考えています。

なお、コスモス児童館は今後も市の直営として存続させ、児童館事業が適正に運営されているかといった指導する機能も付与したいと考えています。(1:13:43)

委員長

他にご質問はありますか。(1:13:58)

委員

利用料の話です。今まで無料だった世帯は、所得がかなり高い世帯まで入っていたというのですが、今度からは生活保護世帯と住民税非課税世帯に限るということでした。その時、いわゆる準要保護世帯は住民税非課税世帯に含まれるものと考えていいのでしょうか。(1:14:24)

心配されるのが、子どもたちの環境の変化です。今まで一緒に連れ立って児童館を利用していたお子さんたちが、利用料の見直しによって引続き利用するお子さん、あるいは利用を断念するお子さんが出てくると、寂しいなと感じます。そういったケースに対応するような緩和措置というのはありますでしょうか。(1:15:27)

事務局

お答えします。条例に詳しく書いてありますので割愛しますが、委員がおっしゃられるような場合など状況などを鑑みて運用の中で対応していくことができると考えています。(1:15:39)

委員長

今まで無料だったのが有料になるわけですから、やめるっていう方も出てくることは予想されますね。(1:15:50)

事務局

今まで小学校3年生までが児童クラブの対象でしたが、この4月からの新制度で小学校6年生までが対象となりました。そのため、児童館・児童クラブの定員を超過してしまうかもしれないという状況でした。

4年前まで児童クラブは有料でしたが、その後大部分の利用者が無料で利用できるように施策の転換があり、それを期に利用申込みが非常に多くなりました。今回の利用料の見直しも、児童クラブを必要とする方が利用できるようにするという目的もあります。また、県内で児童クラブを無料にしている自治体はほとんどありませんし、ある程度の受益者負担も必要だという判断をしております。

(1:18:43)

委員長

お話にありました小学校高学年の利用というのは、予想として見込まれる状況なのでしょうか。(1:19:24)

事務局

かなり見ておりますので、そういった方も入っていただけるようにしたいなと思います。

(1:19:30)

委員長

他に、ご質問やご意見などはございますか。(1:19:42)

委員

今、児童クラブは7ヶ所ですか。またこのクラブ・児童館自体を増やすという考え方はございますか。(1:19:59)

事務局

児童クラブは各小学校区にあります。そのうち3ヶ所が学校内で実施しています。児童福祉課は、児童クラブの実施を学校敷地内で実施するのが望ましいと考えています。そういった意味では、各学校に働きかけながら事業実施ができるよう進めてまいりたいと考えています。(1:21:04)

委員長

文部科学省の領域で、放課後子ども教室という事業があります。豊明市ではどのくらい実施していますか。(1:21:13)

事務局

5校で実施しています。ただし、児童クラブと異なり毎日開催していないようです。また、長期休暇中は実施しておりません。(1:22:00)

委員長

他に、ご質問やご意見などはございますか。(1:22:11)

事務局

補足説明します。先ほど6年生までは対象になるということでした。しかし現実には、児童館の定員もほとんど満員で入れない方もいるくらいですので、4年生以上の方については、今年度から「ランチタイム利用」というのが事業として始まりました。児童クラブ以外の方で4年生以上が対象となってしまいますが、長期休暇の間はお昼のお弁当を児童館で食べて、まるっと1日子どもが親の目を離れて過ごすということではなくて、お昼の1時間でも施設の中で目の届くところで過ごしてもらおうというふうで保護者の方に安心をし

ていただいているというシステムです。本当は6年生までで入会できればいいのですが、施設のにも定員のにも少し難しくこのような対策をとっていますが、この有料化で少し余裕ができればそういった方たちの中からも入会をしていただくことが可能になるかもしれないと、そういう現状です。(1:23:32)

委員長

では、ご意見もいただいたということで、この件をご承認いただいたということでよろしいでしょうか。(1:23:48)

委員

異議無し。

委員長

それでは、事務局よろしく申し上げます。(1:23:55)

事務局

それでは、次回は9月下旬ごろに開催したいと考えております。また詳細な日程や議事内容につきましては改めて後日ご連絡させていただく予定でおりますので、その際にご出席をよろしくお願いいたします。

さらに、今回の議事録等につきましては、HP等で公開させていただきますので、皆さまのご了解をいただきたいと思います。

これをもちまして、第1回の豊明市子ども子育て会議を終了いたします。(1:24:35)